

広島地方最低賃金審議会
広島県最低賃金専門部会 委員名簿

令和 8 年 度

広 島 労 働 局

区 分	氏 名	現 職
公益代表	岡 田 行 正	広島修道大学 教授
	酒 井 朋 子	税理士
	村 上 恵 子	公立大学法人 県立広島大学 教授
労働者代表	佐 崎 吉 宏	日本基幹産業労働組合連合会 広島県本部 事務局長
	藤 中 裕 治	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀 彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
使用者代表	蔵 田 秀 和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	木 村 康 宏	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

令和8年

最低賃金に関する実態調査の概要

広島労働局

【令和8年7月29日作成】

令和 8 年

最低賃金に関する実態調査の概要

資料目次

最低賃金に関する実態調査の概要について	P 3
統計用語について	P 4
令和8年地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数	P 6
令和8年地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額	P 7
規模別賃金分位数と対前年増減率の推移	P 8
令和8年賃金分布図(グラフ)	P 9
1.賃金分布図【全労働者】	
2.賃金分布図【一般労働者】	
3.賃金分布図【パート労働者】	
全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移	P 12
全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移	P 13
令和8年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表	P 14
広島県地域別最低賃金額の推移(平成2年度～)	P 15

最低賃金に関する実態調査の概要について

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1～99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29人の民営事業所のうちから、「令和3年経済センサス(令和4年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所から無作為に抽出した事業所である。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29人の事業所については全労働者、労働者30～99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及びその方法

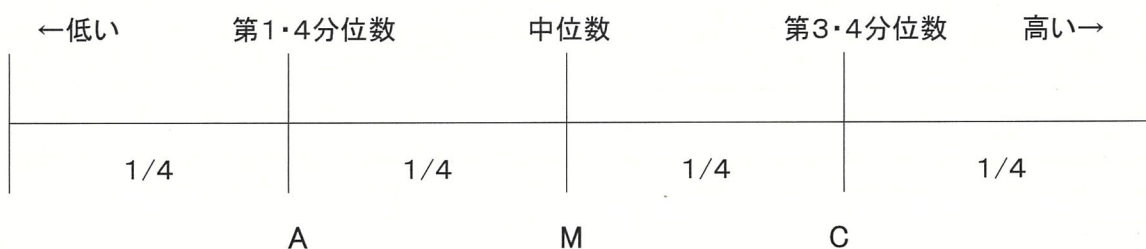
調査方法は、通信調査又はオンライン調査とし、令和8年6月分の賃金等について5～6月に実施した。

統計用語について

1 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の20分の1、10分の1、4分の1などの境界に当たる数値を当該分布の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数と呼び、2分の1(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。

中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において算術平均より利用しやすい数値となる点です。

2 分布範囲とは

分布範囲とは、分布の最も大きい値と最も小さい値の差をとったものです。

この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

3 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることになります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

4 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

5 未満率、影響率とは

未満率とは、現在、決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

令和8年地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数

	未満率	未満労働者数
	%	人
規模計	2.3	8,833
規模(1～9人)	3.1	5,188
規模(10～29人)	1.9	3,637
規模(30～99人)	0.0	7

全労働者数	384,246
-------	---------

資料出所：広島労働局「令和8年最低賃金に関する実態調査結果」

令和8年地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額

	中位数	時間当たり 平均賃金額	月平均賃金額
	円	円	円
規模計	1,300	1,518	199, 857
規模(1～9人)	1,318	1,568	196, 928
規模(10～29人)	1,269	1,487	199, 370
規模(30～99人)	1,328	1,438	220, 921

資料出所：広島労働局「令和8年最低賃金に関する実態調査結果」

規模別賃金分位数と対前年増減率の推移

規模	内 訳	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
合 計	第 1 ・ 20 分 位 数 (円)	872	871	900	930	970	1020	1085
	対 前 年 増 減 率 (%)	2.83%	-0.11%	3.33%	3.33%	4.30%	5.15%	6.37%
	第 1 ・ 10 分 位 数 (円)	880	880	900	931	970	1020	1085
	対 前 年 増 減 率 (%)	3.53%	0.00%	2.27%	3.44%	4.19%	5.15%	6.37%
	第 1 ・ 4 分 位 数 (円)	930	930	950	1,000	1,022	1,089	1,120
	対 前 年 増 減 率 (%)	1.09%	0.00%	2.15%	5.26%	2.20%	6.56%	2.84%
	中 位 数 (円)	1,172	1,101	1,175	1,200	1,242	1,283	1,300
	対 前 年 増 減 率 (%)	2.33%	-6.06%	6.72%	2.39%	3.50%	3.30%	1.32%
	労 働 者 数 (人)	339,906	419,515	364,141	325,107	375,129	366,465	384,246
規模	内 訳	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
1 5 9 人	第 1 ・ 20 分 位 数 (円)	871	871	899	930	970	1020	1085
	対 前 年 増 減 率 (%)	2.47%	0.00%	3.21%	3.45%	4.30%	5.15%	6.37%
	第 1 ・ 10 分 位 数 (円)	880	880	900	930	970	1020	1085
	対 前 年 増 減 率 (%)	3.53%	0.00%	2.27%	3.33%	4.30%	5.15%	6.37%
	第 1 ・ 4 分 位 数 (円)	940	950	950	987	1018	1093	1126
	対 前 年 増 減 率 (%)	0.32%	1.06%	0.00%	3.89%	3.14%	7.37%	3.01%
	中 位 数 (円)	1,177	1,134	1,152	1,232	1,250	1,272	1,318
	対 前 年 増 減 率 (%)	1.59%	-3.65%	1.59%	6.76%	1.46%	1.76%	3.61%
	労 働 者 数 (人)	118,504	178,148	154,531	141,673	160,430	159,420	166,073
規模	内 訳	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
1 0 5 2 9 人	第 1 ・ 20 分 位 数 (円)	872	871	900	930	970	1020	1085
	対 前 年 増 減 率 (%)	3.20%	-0.11%	3.33%	3.33%	4.30%	5.15%	6.37%
	第 1 ・ 10 分 位 数 (円)	880	880	900	940	970	1020	1085
	対 前 年 増 減 率 (%)	3.53%	0.00%	2.27%	4.44%	3.19%	5.15%	6.37%
	第 1 ・ 4 分 位 数 (円)	900	920	950	1,000	1020	1080	1120
	対 前 年 増 減 率 (%)	0.00%	2.22%	3.26%	5.26%	2.00%	5.88%	3.70%
	中 位 数 (円)	1,120	1,090	1,196	1,184	1,210	1,270	1,269
	対 前 年 増 減 率 (%)	0.97%	-2.68%	9.72%	-0.59%	2.20%	4.96%	-0.07%
	労 働 者 数 (人)	176,783	213,601	183,106	157,582	186,737	180,202	190,672
規模	内 訳	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
3 0 5 9 人	第 1 ・ 20 分 位 数 (円)	880	871	900	930	970	1020	1085
	対 前 年 増 減 率 (%)	1.73%	-1.02%	3.33%	3.33%	4.30%	5.15%	6.37%
	第 1 ・ 10 分 位 数 (円)	937	872	900	940	980	1021	1085
	対 前 年 増 減 率 (%)	4.11%	-6.94%	3.21%	3.30%	4.25%	4.18%	6.26%
	第 1 ・ 4 分 位 数 (円)	1,080	930	966	1,000	1,079	1,110	1,095
	対 前 年 増 減 率 (%)	1.22%	-13.89%	3.87%	3.09%	7.90%	2.87%	-1.35%
	中 位 数 (円)	1,307	1,101	1,116	1,274	1,380	1,460	1,328
	対 前 年 増 減 率 (%)	0.31%	-15.76%	1.36%	14.06%	8.32%	5.80%	-9.04%
	労 働 者 数 (人)	44,619	27,766	26,504	25,852	27,962	26,843	27,501

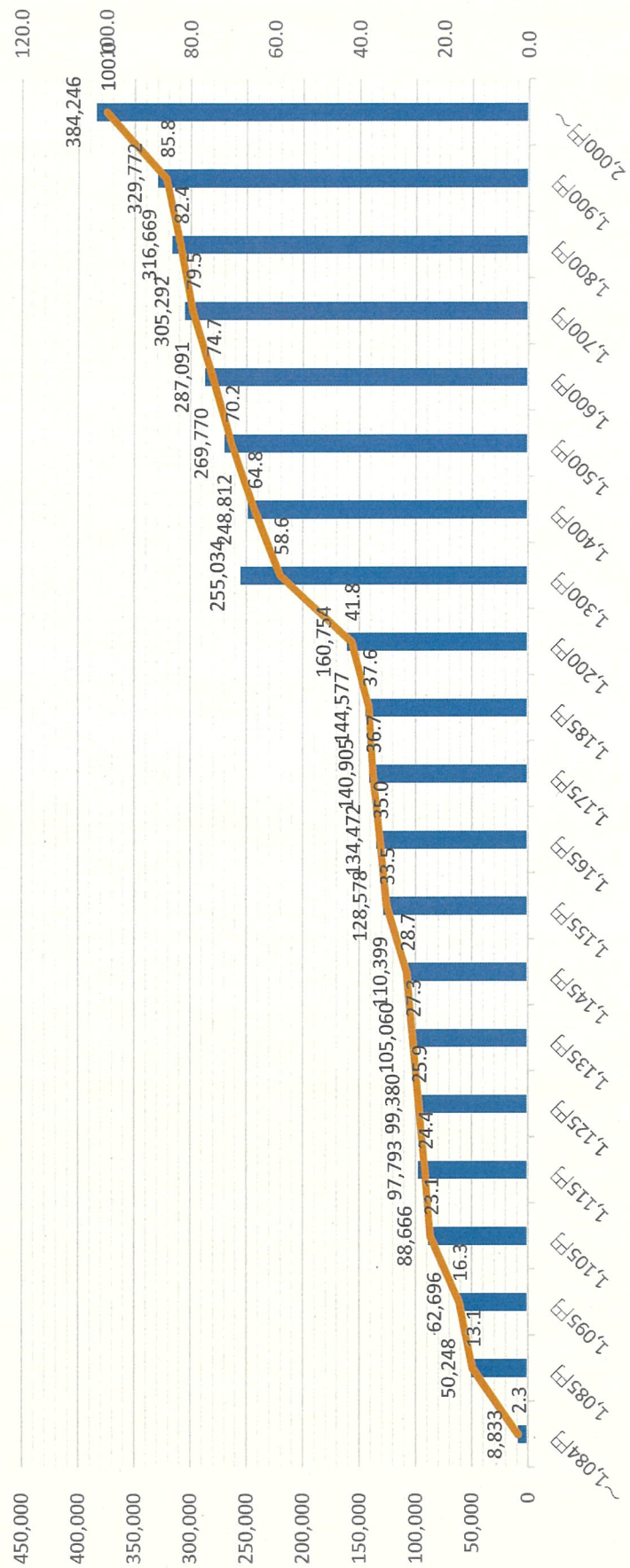
(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

広島県地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移

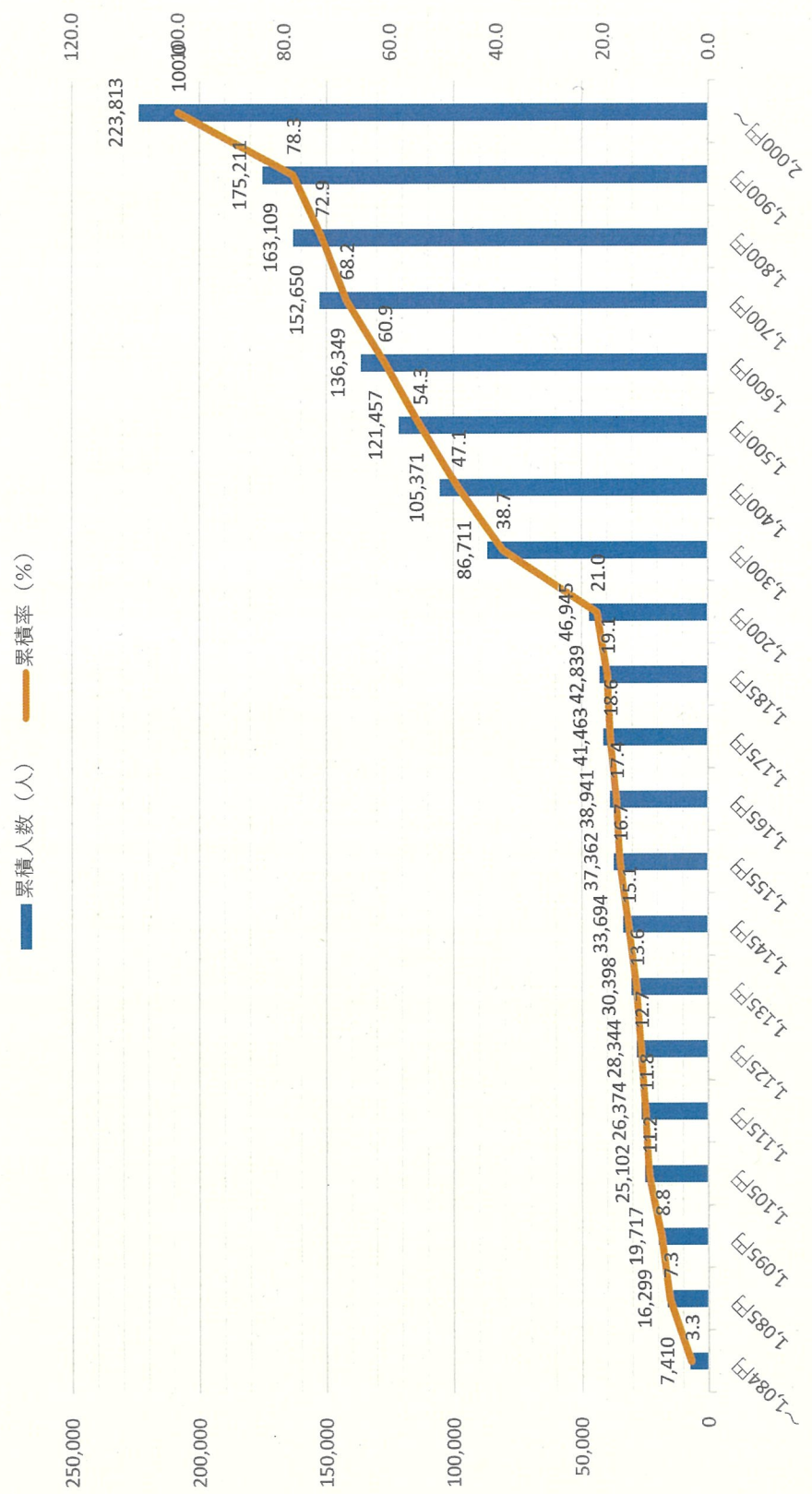
年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
時 間 額	871	899	930	970	1020	1085	
引 上 率 (%)	0.00%	3.21%	3.45%	4.30%	5.15%	6.37%	
発 効 日	R1.10.1	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.11.1	
未 満 率 (%)	2.2%	2.6%	1.6%	2.5%	1.6%	1.8%	
影 響 率 (%)	2.2%	13.8%	20.1%	20.5%	24.1%	24.5%	

賃金分布図 (全労働者)

■ 全労働者 累積人数 (人) — 全労働者 累積率 (%)

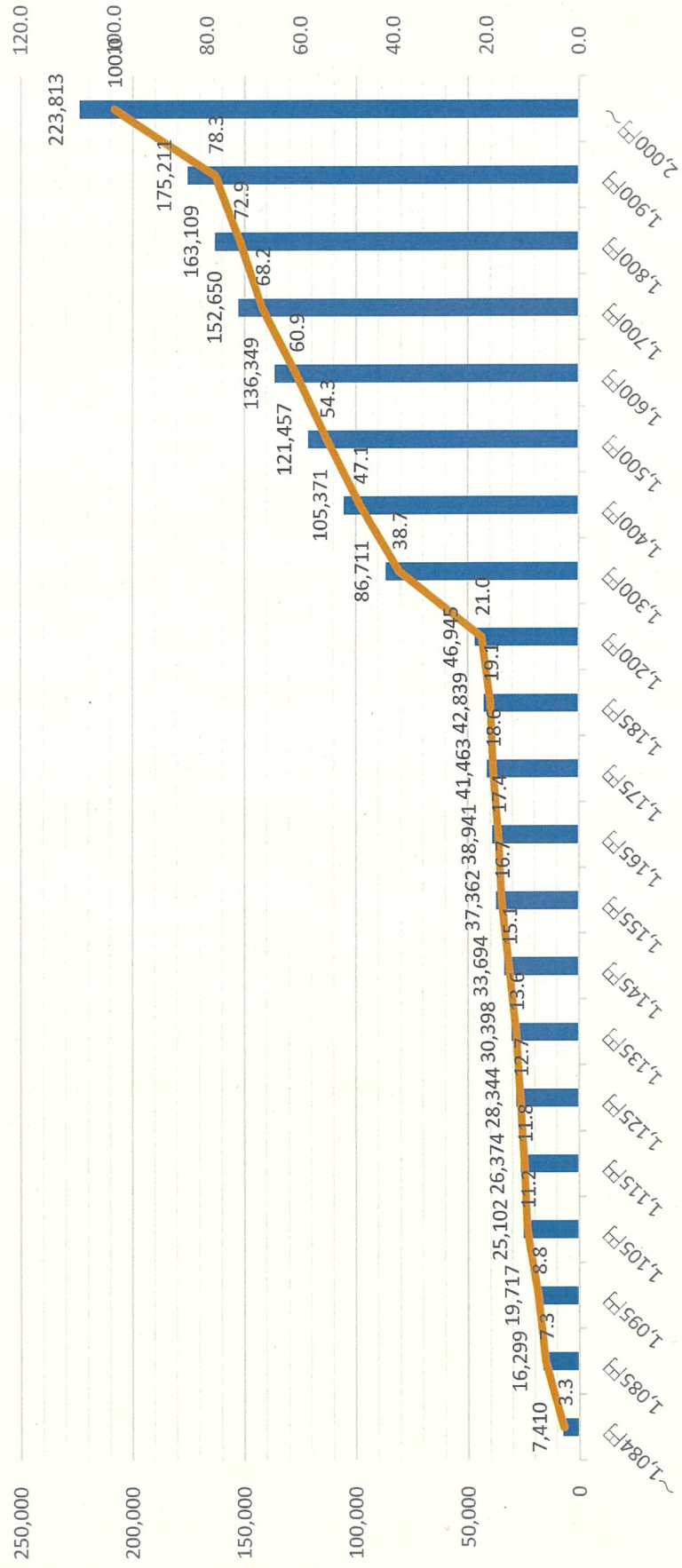


賃金分布図（一般労働者）



賃金分布図（パート労働者）

■ 一般労働者 累積人数 (人) — 一般労働者 累積率 (%)



全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地域別最低賃金 (円) 《加重平均》	823	848	874	901	902	930	961	1004	1055	1121
全 国 未満率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
影響率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7
広島県 地域別最低賃金 (円)	793	818	844	871	871	899	930	970	1020	1085
未満率 (%)	1.4	1.0	1.3	2.5	2.2	2.6	1.6	2.5	1.6	1.8
影響率 (%)	7.3	11.9	9.6	13.1	2.2	13.8	20.1	20.5	24.1	24.5

資料出所：全国の数値：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成28年度～令和7年度）

広島の数値：広島労働局「最低賃金に関する実態調査」（平成28年度～令和7年度）

- (注) 1 地域別最低賃金額(以下、単に「最低賃金額」という)は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
- 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。

全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移

別添8

年 度	広 島		全 国	
	改定後の最低賃金額	影響率(%)	改定後の最低賃金額	影響率(%)
2年	498	3.2	516	4.5
3年	525	3.1	542	3.5
4年	545	2.6	565	2.9
5年	564	1.4	583	2.1
6年	577	1.4	597	2.1
7年	591	1.7	611	1.9
8年	604	1.6	623	2.1
9年	615	2.4	637	2.0
10年	627	2.3	649	2.1
11年	633	1.8	654	1.9
12年	638	1.8	659	1.9
13年	643	1.7	663	1.8
14年	644	1.3	663	1.9
15年	644	1.5	664	1.6
16年	645	1.2	665	1.5
17年	649	0.7	668	1.6
18年	654	1.3	673	1.5
19年	669	2.5	687	2.2
20年	683	2.2	703	2.7
21年	692	2.3	713	2.7
22年	704	4.8	730	4.1
23年	710	4.4	737	3.4
24年	719	4.1	749	4.9
25年	733	6.9	764	7.4
26年	750	7.8	780	7.3
27年	769	7.7	798	9.0
28年	793	7.3	823	11.1
29年	818	11.9	848	11.9
30年	844	9.6	874	13.8
令和元年	871	13.1	901	16.3
令和2年	871	2.2	902	4.7
令和3年	899	13.8	930	16.2
令和4年	930	20.1	961	19.2
令和5年	970	20.5	1004	21.6
令和6年	1020	24.1	1055	23.2
令和7年	1085	24.5	1121	27.7

(注) 1 資料出所：毎年の厚生労働省及び広島労働局の「最低賃金実態調査」による。

2 「影響率」とは、最低賃金を改定した場合に、改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合。

3 全国の最低賃金額は、加重平均である。

令和8年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表

別添9

【一般労働者＋パート労働者】

【一般労働者】

【パート労働者】

引上げ額	引上げ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)
【現行】		1085	13.1	50,248	7.3	16,299	21.2	33,949
1	0.09	1086	13.2	50,874	7.4	16,587	21.4	34,287
2	0.18	1087	13.5	51,953	7.5	16,847	21.9	35,106
3	0.28	1088	13.7	52,728	7.7	17,203	22.1	35,526
4	0.37	1089	13.8	52,922	7.7	17,315	22.2	35,607
5	0.46	1090	15.6	60,020	8.4	18,834	25.7	41,186
6	0.55	1091	15.6	60,020	8.4	18,834	25.7	41,186
7	0.65	1092	15.6	60,020	8.4	18,834	25.7	41,186
8	0.74	1093	15.6	60,020	8.4	18,834	25.7	41,186
9	0.83	1094	15.6	60,133	8.4	18,834	25.7	41,298
10	0.92	1095	16.3	62,696	8.8	19,717	26.8	42,980
11	1.01	1096	16.4	62,948	8.9	19,968	26.8	42,980
12	1.11	1097	16.4	63,029	8.9	19,968	26.8	43,061
13	1.20	1098	16.6	63,766	9.3	20,705	26.8	43,061
14	1.29	1099	16.6	63,972	9.3	20,820	26.9	43,152
15	1.38	1100	22.3	85,804	10.7	24,052	38.5	61,752
16	1.47	1101	22.5	86,401	11.0	24,532	38.6	61,869
17	1.57	1102	22.5	86,514	11.0	24,645	38.6	61,869
18	1.66	1103	22.6	86,761	11.0	24,645	38.7	62,117
19	1.75	1104	22.9	88,030	11.2	24,990	39.3	63,041
20	1.84	1105	23.1	88,666	11.2	25,102	39.6	63,563
21	1.94	1106	23.2	89,119	11.3	25,222	39.8	63,896
22	2.03	1107	23.3	89,465	11.3	25,222	40.0	64,243
23	2.12	1108	23.3	89,660	11.3	25,338	40.1	64,322
24	2.21	1109	23.4	89,775	11.3	25,338	40.2	64,437
25	2.30	1110	23.8	91,453	11.5	25,635	41.0	65,818
26	2.40	1111	23.9	91,652	11.5	25,834	41.0	65,818
27	2.49	1112	23.9	91,652	11.5	25,834	41.0	65,818
28	2.58	1113	23.9	91,733	11.5	25,834	41.1	65,899
29	2.67	1114	24.0	92,320	11.6	26,061	41.3	66,259
30	2.76	1115	24.4	93,793	11.8	26,374	42.0	67,419
31	2.86	1116	24.4	93,793	11.8	26,374	42.0	67,419
32	2.95	1117	24.4	93,908	11.8	26,374	42.1	67,533
33	3.04	1118	24.6	94,461	11.9	26,731	42.2	67,730
34	3.13	1119	24.7	94,922	12.1	26,993	42.3	67,929
35	3.23	1120	25.2	96,882	12.3	27,486	43.3	69,396
36	3.32	1121	25.3	97,074	12.3	27,486	43.4	69,588
37	3.41	1122	25.3	97,271	12.4	27,683	43.4	69,588
38	3.50	1123	25.4	97,664	12.4	27,683	43.6	69,981
39	3.59	1124	25.5	97,875	12.4	27,803	43.7	70,072
40	3.69	1125	25.9	99,380	12.7	28,344	44.3	71,037
41	3.78	1126	26.0	99,800	12.7	28,535	44.4	71,265
42	3.87	1127	26.0	99,997	12.8	28,732	44.4	71,265
43	3.96	1128	26.3	101,002	13.1	29,312	44.7	71,690
44	4.06	1129	26.3	101,149	13.1	29,312	44.8	71,837
45	4.15	1130	27.1	104,206	13.4	30,015	46.2	74,191
46	4.24	1131	27.2	104,400	13.4	30,015	46.4	74,385
47	4.33	1132	27.2	104,602	13.4	30,101	46.4	74,501
48	4.42	1133	27.2	104,693	13.5	30,192	46.4	74,501
49	4.52	1134	27.2	104,693	13.5	30,192	46.4	74,501
50	4.61	1135	27.3	105,060	13.6	30,398	46.5	74,661
51	4.70	1136	27.6	105,928	13.9	31,188	46.6	74,741
52	4.79	1137	27.6	105,928	13.9	31,188	46.6	74,741
53	4.88	1138	27.6	106,041	13.9	31,188	46.7	74,853
54	4.98	1139	27.6	106,237	14.0	31,269	46.7	74,968
55	5.07	1140	28.2	108,224	14.4	32,239	47.4	75,985
56	5.16	1141	28.2	108,454	14.5	32,353	47.4	76,101
57	5.25	1142	28.4	108,998	14.7	32,818	47.5	76,180
58	5.35	1143	28.5	109,546	14.9	33,366	47.5	76,180
59	5.44	1144	28.6	109,777	14.9	33,366	47.6	76,411
60	5.53	1145	28.7	110,399	15.1	33,694	47.8	76,705
			全労働者数	384,246	全労働者数	223,813	全労働者数	160,433

(注) 資料出所: 広島労働局「令和8年最低賃金実態調査」

令和8年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表 追加分

別添9

【一般労働者＋パート労働者】

【一般労働者】

【パート労働者】

引上げ額	引上げ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)
【現行】		1085						
61	5.62	1146	28.8	110,741	15.1	33,694	48.0	77,047
62	5.71	1147	28.9	110,933	15.1	33,694	48.1	77,239
63	5.81	1148	28.9	111,046	15.1	33,807	48.1	77,239
64	5.90	1149	29.0	111,504	15.3	34,150	48.2	77,354
65	5.99	1150	32.5	124,919	15.7	35,108	56.0	89,811
66	6.08	1151	32.6	125,275	15.8	35,333	56.1	89,942
67	6.18	1152	32.7	125,469	15.8	35,414	56.1	90,055
68	6.27	1153	33.0	126,912	16.3	36,513	56.3	90,400
69	6.36	1154	33.1	127,106	16.3	36,513	56.5	90,594
70	6.45	1155	33.5	128,578	16.7	37,362	56.9	91,215
71	6.54	1156	33.5	128,748	16.8	37,533	56.9	91,215
72	6.64	1157	33.5	128,860	16.8	37,533	56.9	91,328
73	6.73	1158	33.6	129,107	16.8	37,632	57.0	91,475
74	6.82	1159	33.7	129,421	16.9	37,830	57.1	91,591
75	6.91	1160	34.7	133,166	17.2	38,536	59.0	94,630
76	7.00	1161	34.7	133,363	17.2	38,536	59.1	94,827
77	7.10	1162	34.7	133,478	17.2	38,536	59.2	94,943
78	7.19	1163	34.8	133,722	17.2	38,536	59.3	95,186
79	7.28	1164	34.9	134,242	17.4	38,941	59.4	95,302
80	7.37	1165	35.0	134,472	17.4	38,941	59.5	95,531
			全労働者数	384,246	全労働者数	223,813	全労働者数	160,433

(注) 資料出所: 広島労働局「令和8年最低賃金実態調査」

広島県地域別最低賃金額の推移(平成2年度～)

別添10

年 度	時 間 額 (円)	日 額 (円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成2年度	498	3,979	23	4.84	H2.10.14
平成3年度	525	4,180	27	5.42	H3.10.21
平成4年度	545	4,359	20	3.81	H4.10.24
平成5年度	564	4,496	19	3.49	H5.10.16
平成6年度	577	4,605	13	2.30	H6.10.5
平成7年度	591	4,712	14	2.43	H7.10.5
平成8年度	604	4,812	13	2.20	H8.10.1
平成9年度	615	4,920	11	1.82	H9.10.1
平成10年度	627	5,012	12	1.95	H10.10.1
平成11年度	633	5,059	6	0.96	H11.10.1
平成12年度	638	5,104	5	0.79	H12.10.1
平成13年度	643	5,142	5	0.78	H13.10.1
平成14年度	644	—	1	0.16	H14.10.1
平成15年度	644	—	0	0.00	H14.10.1
平成16年度	645	—	1	0.16	H16.10.1
平成17年度	649	—	4	0.62	H17.10.1
平成18年度	654	—	5	0.77	H18.10.1
平成19年度	669	—	15	2.29	H19.10.28
平成20年度	683	—	14	2.09	H20.10.26
平成21年度	692	—	9	1.32	H21.10.8
平成22年度	704	—	12	1.73	H22.10.30
平成23年度	710	—	6	0.85	H23.10.1
平成24年度	719	—	9	1.27	H24.10.1
平成25年度	733	—	14	1.95	H25.10.24
平成26年度	750	—	17	2.32	H26.10.1
平成27年度	769	—	19	2.53	H27.10.1
平成28年度	793	—	24	3.12	H28.10.1
平成29年度	818	—	25	3.15	H29.10.1
平成30年度	844	—	26	3.18	H30.10.1
令和元年度	871	—	27	3.20	R1.10.1
令和2年度	871	—	0	0.00	R1.10.1
令和3年度	899	—	28	3.21	R3.10.1
令和4年度	930	—	31	3.45	R4.10.1
令和5年度	970	—	40	4.30	R5.10.1
令和6年度	1020	—	50	5.38	R6.10.1
令和7年度	1085	—	65	6.37	R7.11.1